

## 電力売買契約書（単価契約）（案）

- 1 契約の目的 令和8年度クリントピア丸亀余剰電力売却  
2 契約金額 ₩@. @@ - (1 kW h当たり)  
うち取引に係る消費税及び地方消費税額 ₩@. @ -  
3 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで  
4 履行場所 中讃広域行政事務組合クリントピア丸亀  
5 契約保証金 中讃広域行政事務組合規則（昭和48年規則第5号）において準用する丸亀市契約規則（平成17年丸亀市規則第48号）第31条第1号の規定により徴する

上記のことについて、売扱人中讃広域行政事務組合（代表者 管理者 松永 恭二）と買受人@. @@ (@. @. @. @. @) の間に次のとおり契約を締結する。

### （総則）

- 第1条 売扱人及び買受人は、中讃広域行政事務組合クリントピア丸亀余剰電力（以下「余剰電力」という。）の売買契約に関し、この契約書に定めるもののほか、仕様書に従い履行しなければならない。
- 2 買受人は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 3 この契約の履行に関して売扱人と買受人との間で用いる言語は、日本語とする。
- 4 この契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 5 この契約の履行に関して売扱人と買受人との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。
- 6 この約款及び仕様書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 7 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

### （電力の受給等）

- 第2条 売扱人は、売扱人の発電設備において発生する電力のうち、仕様書で定める電力を買受人に供給し、買受人はこれを受電するものとする。

設備名称 中讃広域行政事務組合クリントピア丸亀  
発電所所在地 香川県丸亀市土器町北一丁目72番地2  
設備内訳 1, 950 kW×1基（蒸気タービン発電機）

### （受給地点、電気方式等）

- 第3条 前条の規定により売扱人が買受人に供給する余剰電力の受給地点、電気方式等は次のとおりとする。

受給地点 香川県丸亀市土器町北1丁目72番地2所在のクリントピア丸亀構内

に中讃広域行政事務組合が設置した開閉器の電源側接続点

電気方式 交流3相3線式

定格周波数 60Hz 1回線

受電電圧 6, 600V

最大受電電力 800kW

(財産及び責任の分界点)

第4条 電気工作物の財産および責任分界点は、売却人の設置した開閉器の電源側接続点とする。この分界点より発電所側は売却人が、また四国電力送配電株式会社側は四国電力送配電株式会社がそれぞれ管理補修するものとする。

(連系にかかる措置)

第5条 売扱人及び買受人は、余剰電力の受給を円滑に行うため、電圧、周波数及び力率を正常な値に保つ様、相互に協力する。発電設備連系に関する運用申合せ書は売扱人と四国電力送配電株式会社において締結しているものを準用する。

2 売扱人は、系統連系に関し、四国電力送配電株式会社の供給信頼度及び電力品質に悪影響を及ぼさないものとする。

3 前項の規定に反し、売扱人が四国電力送配電株式会社の供給信頼度及び電力品質に悪影響を及ぼす場合又は悪影響を及ぼすおそれがあると四国電力送配電株式会社が判断する場合は、ただちに電力の受電を停止し、売扱人に対して売扱人の負担でその改善に必要な措置を講じるよう求めができるものとする。

なお、四国電力送配電株式会社の受電停止により、売扱人及び買受人に損害が発生しても売扱人は買受人に対して賠償の責めの一切を負わないものとする。

4 売扱人は四国電力送配電株式会社から前項の規定による求めがあったときは、これに応じるものとし、買受人は売扱人の改善措置が完了し、四国電力送配電株式会社の供給信頼度及び電力品質に悪影響を及ぼさないと確認した後に、売扱人からの電力の受電を再開するものとする。

(受給電力量の計量及び算定)

第6条 毎月の受給電力量は、受給地点に四国電力送配電株式会社が設置した送電用積算電力量計（以下「電力量計」という。）により計量する。

2 受給電力量は季時別とし、平日昼間と夜間・休日に大別する。

(1) 平日昼間はさらに夏季（7～9月）とその他季に区分し、日曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）及び1月2日、3日、4月30日、5月1日、2日、12月30日、31日を除く毎日8時から22時までに受給された電力量とする。

(2) 夜間・休日は、前号以外の時間帯に受給された電力量とする。

3 受給電力量に関して買受人の情報伝達装置の設置が必要となる場合には、売扱人は設置場所を提供し、また、その工事について協力するものとする。なお、情報伝達装置の設置に係る費用は全て買受人の負担とする。

4 電力量計の検針は、原則として毎月末日 24 時に四国電力送配電株式会社の自動検針により行い、買受人は四国電力送配電株式会社より入手した受給電力（記録）量を売扱人に速やかに通知するものとし、売扱人はその内容を確認する。

5 毎月の受給電力量の算定期間は、前月末日 24 時から当月末日 24 時までの期間とする。

6 売扱人の電力量計及びその付属装置に故障が生じた時は、売扱人は直ちに買受人にその旨を連絡するものとし、その故障期間中の受給電力量の算定は、その都度売扱人と買受人が別途協議する。

#### (料金)

第7条 每月の料金は、第6条の方法により計量された電力量に契約金額の電力料金単価を乗じて得た電力料金（1円未満の端数を切り捨てる。）とする。

2 発電側課金については、売扱人が負担するものとするが、買受人が支払う毎月の電力料金（買取料金）と相殺し精算することを原則とする。また発電側課金の四国電力送配電株式会社への支払業務は買受人が行うこと。

3 前項において発電側課金が電力料金（買取料金）と相殺できなかった場合、売扱人は相殺不可分を四国電力送配電株式会社に直接支払うものとする。

#### (契約単価の改定)

第8条 契約締結後において売扱人の発電事情等に変動をきたし、契約単価を改定する必要が生じたときは、売扱人と買受人とが協議の上これを改定することができる。

#### (料金の支払い)

第9条 売扱人は、第7条により算定された当月分料金を当該月の翌月末日までに請求書により買受人に請求し、買受人は、請求書発行日から 30 日以内に支払わなければならぬ。

2 買受人は、前項の規定による電力料金の支払いが遅れた場合においては、未払い料金及び遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息を売扱人に支払う。

#### (記録)

第10条 売扱人は、受給電力の受給について必要な事項を電力受給日報に記録し、買受人が受給電力の受給に関する事項の記録を要求した場合は、売扱人は速やかに買受人へ送付するものとする。

2 買受人は、前項に定める記録について必要があるときは、売扱人に対し、いつでもその提示を求めることができるものとし、また、中間検針を求めることができるものとする。

#### (電力供給上の協力)

第11条 売扱人は、買受人の求めに応じて、売電電力量供給計画（年間計画、月間計画及び臨時計画）を買受人に提出するものとし、余剰電力の安定供給に努力するものとす

る。なお、売扱人は余剰電力供給計画の内容について、拘束されず、また義務は負わない。

(供給電力量の増減)

第 12 条 売扱人の供給電力量は、売扱人の都合により予定供給電力量を増減することがある。

(託送供給契約)

第 13 条 買受人は余剰電力の受給のために別途、四国電力送配電株式会社との託送供給契約が必要となる場合は、買受人の責任と負担でこれを締結するものとする。なお、これに必要な情報、承諾書等について、売扱人は買受人に協力し提供するものとする。

(電気工作物の変更)

第 14 条 売扱人は、発電設備に変更がある場合は、あらかじめ買受人へ通知し、買受人の了解を得るものとする。

2 売扱人の電気工作物の変更に伴い、買受人の電気工作物に変更の必要が生じた場合は、買受人の電気工作物の変更に必要な費用については、売扱人が負担するものとする。

(設置場所への立入り)

第 15 条 売扱人の発電設備の確認等を行うため、買受人から売扱人へ、売扱人の発電設備の設置場所への立入りの要求があった場合は、売扱人はこれに応じるものとする。

(電力受給の停止)

第 16 条 売扱人及び買受人は、それぞれの電気工作物の点検、補修、その他必要がある場合、又は、買受人の電力需給運用が困難と予想される場合は、両者協議の上、電力の受給を停止することができるものとする。

なお、保安上緊急を要する場合、買受人は売扱人に予告せずに受電を停止することができるものとする。

(電力受給開始日)

第 17 条 この契約による電力受給開始日は、令和 8 年 4 月 1 日とする。ただし売扱人の都合により、受給開始日は変更することがある。

(契約の承継)

第 18 条 売扱人及び買受人は、相手方の承認を得た場合でなければ第三者に対しこの契約に基づく権利又は義務を譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。

2 売扱人又は買受人が第三者と合併し、又はその事業の全部もしくはこの契約に關係ある部分を第三者に譲渡するときは、あらかじめ相手方に文書によりその旨を通知し、相手方の承認を受けた上でなければ、この契約をその者に承継させてはならない。

(設備の撤去)

第 19 条 この契約に基づく電力受給のために、買受人が設置した電気設備が不要となつた場合には、買受人の負担により買受人がその設備を撤去するものとする。

(契約の解除)

第 20 条 契約締結後 10 日以内に業務に着手しないとき、又は着手する見込みがない場合において、売扱人は、相当の期間を定めて履行の催告をし、その期間内に履行が行われない場合、契約を解除することができる。

2 売扱人は、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく契約を解除することができる。

- (1) 契約の全部が履行不能であるとき。
- (2) 買受人から契約解除の申入れがあったとき。
- (3) 前 2 号に定めるもののほか、買受人がこの契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (4) 買受人が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 3 条の規定に違反し、又は買受人が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が買受人に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項(独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。)。
- (5) 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が買受人又は買受人が構成事業者である事業者団体(以下「買受人等」という。)に対して行われたときは、買受人等に対する命令で確定したものいい、買受人等に対して行われていないときは、各名あて人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (6) 納付命令又は排除措置命令により、買受人等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が買受人に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (7) 買受人(法人にあっては、その役員及び使用人を含む。次号において同じ。)の刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。
- (8) 買受人の刑法第 198 条の規定による刑が確定したとき。
- (9) 代表一般役員等(買受人の代表役員等(買受人が個人である場合にはその者を、買受人が法人である場合には代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。)をいう。以下この号において同じ。)、一般役員等(法人の役員(執

行役員を含む。) 又はその支店若しくは営業所 (委託契約等を締結する事務所をいう。) を代表する者(代表役員等を除く。)をいう。)又は経営に事実上参加している者をいう。以下この条において同じ。)が暴力団関係者 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員以外の者で同条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下この条において同じ。)であると認められるとき。

(10) 代表一般役員等が、業務に関し、自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められるとき。

(11) 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められるとき。

(12) 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(13) 契約等に当たり、その相手方が第9号から前号までのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該者と再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用したと認められるとき。

(14) 第9号から第12号までのいずれかに該当する者と再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用していった場合(前号に該当する場合を除く。)に、売扱人が当該再委託契約又は資材等の購入契約を解除する等当該者を利用しないように求めたにもかかわらず、これに従わなかつたとき。

(15) 前項の催告をしても、契約の目的を達するに足りる履行の見込みがないことが明らかであるとき。

(16) その他、契約の目的を達するのに十分な履行が見込まれないことが明らかであるとき。

3 売扱人は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の一部を解除することができる。

(1) 契約の一部が履行不能であるとき。

(2) 買受人から契約の一部を解除する申入れがあったとき。

4 前3項に規定する場合のほか、売扱人は、必要と認める場合には契約を解除することができるものとする。

(損害賠償)

第21条 買受人が契約の本旨に従つた履行をしないとき又は契約の履行が不能であるときは、売扱人は、買受人の対し、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その契約の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会

通念に照らして買受人の責めに帰することができない事由によるものであるときはこの限りでない。

2 前項の規定により損害賠償を請求することができる場合において、売扱人は、次の各号に掲げるとときは、契約の履行の代わりに損害賠償の請求をすることができる。

- (1) 契約の履行が不能であるとき。
- (2) 買受人が契約の履行を拒絶する意思表示をしたとき。
- (3) 契約の不履行により契約の解除権が発生したとき。

(権利義務の譲渡の禁止)

第 22 条 買受人は、この契約によって生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができない。ただし、書面により、売扱人の承諾を得たときはこの限りでない。

(契約外の事項)

第 23 条 買受人は、本契約書に規定しない事項は、中讃広域行政事務組合契約規則において準用する丸亀市契約規則に定めるところに従わなければならない。

第 24 条 この契約の各条項において売扱人と買受人とが協議して定めるものにつき、協議が調わない場合その他この契約に関して売扱人と買受人との間に紛争を生じた場合における訴訟は、売扱人の所在地を管轄する高松地方裁判所丸亀支部に提起するものとする。

第 25 条 前各条に規定するもののほか必要な事項については、売扱人と買受人とが協議して定めるものとする。

上記契約の証として、本書 2 通を作成し、売扱人及び買受人がそれぞれ記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 8 年 月 日

売扱人 香川県仲多度郡多度津町堀江五丁目 11 番地  
中讃広域行政事務組合  
代表者 管理者 松永 恭二 印

買受人

印